

## 柏崎市ものづくり産業等事業構造強化促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも雇用を維持し、サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換及びテレワーク環境の整備等、緊急時における事業継続体制の強化と中小企業等の事業再開を強力に後押しするため、柏崎市ものづくり産業等事業構造強化促進補助金（以下「市補助金」という。）を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内の本社又は事業所において、国や県が実施する次に掲げる補助金（以下「国県補助金」という。）の交付決定を受けた事業を実施するもの

ア 小規模事業者持続化補助金（ただし、コロナ特別対応型又は低感染リスク型ビジネス枠に限り、事業再開枠を除く。）

イ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ただし、特別枠又は低感染リスク型ビジネス枠に限り、事業再開枠を除く。）

ウ IT導入補助金（ただし、特別枠又は低感染リスク型ビジネス枠に限る。）

エ 事業再構築補助金

オ 新潟県新型コロナウイルス対応新事業チャレンジ支援事業補助金

(2) 市税を滞納していないもの

(3) 従業員の解雇等（事業主都合による解雇又は解雇とみなされる雇止め等をいう。）を行っていないもの

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、国県補助金の実績報告を行い、額の確定を受けた事業とし、令和4年3月31日までに市補助金の交付申請が

できるものに限るものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、第2条各号に掲げる国県補助金の公募要領(以下「国県公募要領」という。)に基づく補助対象経費の実績額から国県公募要領に基づき交付を受けるべき国県補助金の確定額を差し引いた額とする。

(市補助金の額)

第5条 市補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、予算の範囲内において交付するものとする。

2 前項の規定による市補助金の限度額は、次に掲げる国県補助金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 小規模事業者持続化補助金 25万円
- (2) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 250万円
- (3) IT導入補助金 100万円
- (4) 事業再構築補助金 500万円
- (5) 新潟県新事業チャレンジ支援事業補助金 25万円

3 一の補助対象者に対する市補助金の交付は、同一年度内において1回に限るものとする。

(市補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 市補助金の交付を受けようとする者は、柏崎市ものづくり産業等事業構造強化促進補助金交付申請書兼実績報告書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象事業の実施状況を確認することができる書類
- (2) 市税完納証明書
- (3) 振込先口座の通帳の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(市補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査の上、交付又は不交付の決定を行い、交付する場合にあっては柏崎

市ものづくり産業等事業構造強化促進補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記第2号様式）により、交付しない場合にあっては柏崎市ものづくり産業等事業構造強化促進補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（交付の時期）

第8条 この市補助金の交付は、前条の決定をした日から起算して30日以内の日とする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、市補助金の支払については、令和4年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際改正前の様式による用紙で現存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。